

就学支援・震災遺児・孤児対策

東日本大震災では、多くの子どもたちが被災し、また、親を亡くした子どもたちも多数確認されている。震災遺児・孤児は令和4年3月31日時点で1111人となっている。

子育て支援課では、震災発生直後の3月18日に各児童相談所と各市町村に要保護・要支援児童の把握について依頼したが、甚大な被害を受けた市町村では対応が困難であり、児童相談所が避難所の巡回を行ったものの把握は思うように進まなかった。

このような中で教育庁と連携し、再開した学校の協力を得ながら状況の把握に努め、把握できた要保護・要支援児童に対しては、児童相談所が家庭訪問等を通じて、それぞれの子どもやその家族に寄り添いながら、適切な支援につなげられるよう対応した。

また、世界中から寄せられた善意をもとに「東日本大震災みやぎ子ども育英基金」を設置し、親を亡くした子どもたちが安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう奨学金等の給付制度を創設した。

震災遺児・孤児数

(令和4年3月31日時点)

未就学	230人
小学生	367人
中学生	234人
高校生	254人
大学生等	26人
計	1,111人

※未就学、小学生等の区分は震災当時のもの。
出典：宮城県教育庁総務課

要保護児童

児童福祉法第6条の3第8項で、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」と定義されている。

要支援児童

児童福祉法第6条の3第5項で「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」と定義されている。

震災孤児

震災により両親が亡くなった又は行方不明となった子ども（ひとり親家庭であつて、震災により、そのひとり親が亡くなった又は行方不明となった児童を含む）。子どもとは、震災が発生した年度において18歳以下であつた者（胎児を含む）。

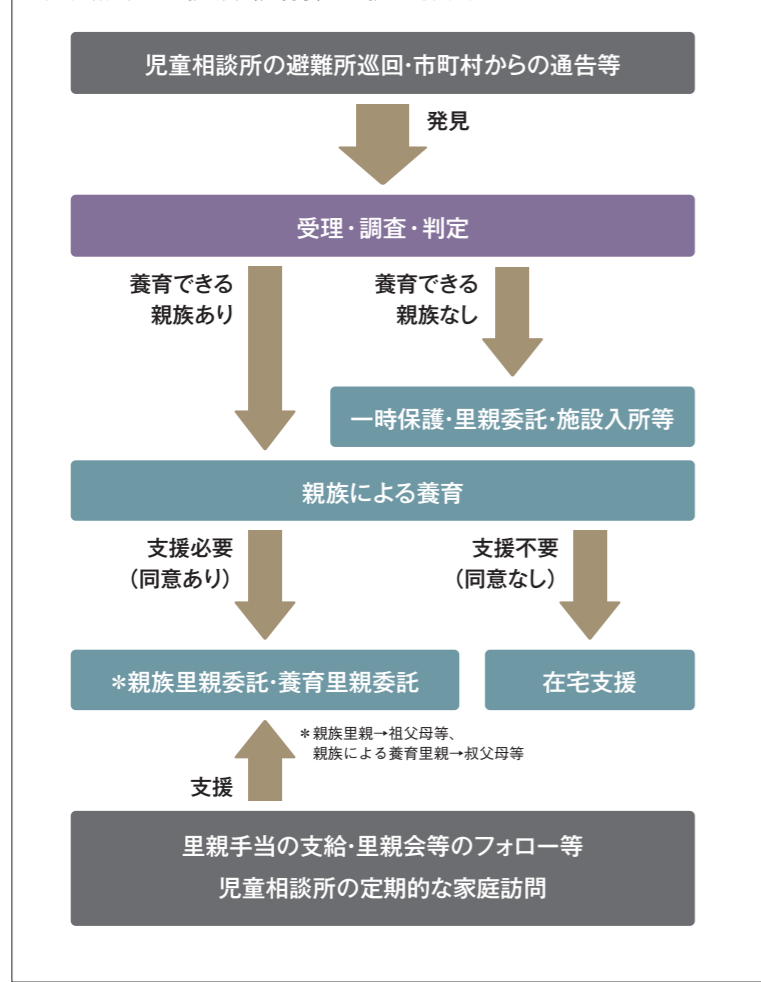
震災遺児

震災によりひとり親となった子どものこと。子どもとは、震災が発生した年度において18歳以下であつた者（胎児を含む）。

親族里親

児童の親が死亡、行方不明、拘禁、疾患等で養育できない場合に「扶養義務者（民法第877条）及びその配偶者である親族（祖父、叔父、叔母等）」が当該児童を養育する里親のこと。

震災孤児の親族（養育）里親の概要



	R1/H31	H30	H29	H28	H24
	4	11	8	1	4
	1	7	2	1	1
・東日本大震災みやぎ子ども育英基金条例の一部を改正・施行(使途拡充)					
・東日本大震災みやぎ子ども育英基金奨学金を増額					
・遺児等サポート奨学金制度開始					
・「みやぎ里親支援センター」を設置					
・母子寡婦福祉資金貸付金について利子補給事業(住宅資金、転宅資金)を創設					
・東日本大震災みやぎ子ども育英基金条例の一部を改正・施行(使途拡充)					
・「みやぎ里親支援センター」を設置					
・市町村教育委員会に対し、震災以外の要因による遺児・孤児数を照会					
・寄附者を訪問し、使途拡充について説明(12月)					

	H23	年
	3	月
	11	日
・東日本大震災発生		
・児童養護施設等の入所児童及び保護者の安否確認を開始		
・母子寡婦福祉資金貸付金について住宅資金1億円を補正予算に計上		
・母子寡婦福祉資金貸付に係る支払い猶予等について通知		
①各児童相談所及び各市町村に要保護児童の把握について依頼		
①児童福祉施設の被害状況調査の開始、一時保護所における超過受入可能人数等を照会		
①各児童相談所における避難所の巡回等による要保護児童把握、保護者からの相談受付、心のケア活動開始		
・厚生労働省に対し、要保護児童対応のために児童福祉司及び児童心理司の派遣を要請		
①宮城県震災孤児等対策会議を設置(年度内9回実施)		
①震災遺児の把握について教育庁に依頼(保健福祉部)		
①震災孤児家庭への訪問開始		
・震災遺児数について庁内関係課に照会		
・震災遺児数について教育庁関係課・各市町村に照会		
・市町村に対し、宮城県災害対策本部分(第1次配分)の義援金の送金開始 ※支給対象として震災孤児を含む		
①「東日本大震災みやぎ子ども育英基金」口座を開設		
①「被災生徒奨学金貸付」申請受付を開始		
①震災遺児数について教育庁関係課・各市町村に照会		
・東日本大震災みやぎ子ども育英基金条例を施行		
・東日本大震災みやぎ子ども育英基金未就学児童支援金・奨学金給付要綱を施行		



東日本大震災みやぎ子ども育英基金奨学金受給者の方からの御献本 (令和3年6月)



サンドウィッチマン(東北魂義援金)からの御寄附(令和2年3月)



里親制度説明会の様子



みやぎ里親支援センター「けやき」

何が起こっていたのか

要保護・要支援児童等への支援

情報錯綜 混乱の中での調査開始

発災直後〜平成23年5月

要保護・要支援児童の把握

子育て支援課では、3月18日に各児童相談所及び各市町村に対して、震災に伴う要保護・要支援児童の把握について文書で依頼した。各児童相談所では発災直後から避難所を巡回し、要保護・要支援児童の把握や心のケアが必要な児童の情報収集に努めたが、避難の状況が様々である上、被災者の精神的な負担を配慮し、避難所から断られることもあり、正確な数や実態の把握は困難を極めた。その実態が見え始めたのは学校が再開してからであった。

子育て支援課職員

「震災前の県の対応マニュアルに遺児や孤児の把握することが定められていたわけではありませんでした。里親や要保護児童など当課が所管していた家庭や、業務で関わりがあった家庭などの状況把握をしていましたら、次第に震災で遺児になった児童が、かなりいると分かってきました。また、避難所などからも『こういうお子さんがいる』という情報が早く上がってきました。当時、情報が錯綜しており、特に役場が被災した市町村ではデータが揃いませんでしたが、子どもに限れば、学校が大きい情報源になると思いました。学校に避難している子どもたちも

いてコミュニティがあったので、新学期が始まってから学校単位で少しずつ情報を集めました」

東部児童相談所職員

「他県からの応援職員2人と我々東部児相の職員1人のチームを作り、避難所を回って、震災遺児・孤児についての聞き取り調査を行いました。調査前日に、効率的に回るためのルートを検討し、準備をした上で、地図上で一つ一つの避難所をチェックしながら、石巻管内全ての避難所の聞き取りを行いました」

「阪神・淡路大震災以降、心のケアということが少し話題になっていたので、被災した子どもの行動を理解するようなパンフレットなどを持って、各避難所の責任者の方にお渡ししました。重要な仕事だったと思うんですけど、責任者の方もとても忙しくて、しかも被災して大変な状況でしたので、『こういうお子さんいませんか?』と声をかけて、数分だけ時間をとってもらうのも非常に申し訳ない気持ちでした」

東部児童相談所気仙沼支所職員

「避難所に身寄りのない子がいたら、いち早く児童相談所として対応しなくてはいけないので、児童心理司たちに注意深く見てもらうようにしました。避難所に小さい子どもはたくさんいましたけれど、誰かしら大人が面倒を見ており、一人でいる子どもはいませんでした。親戚の家に避難されたお子さんもいて

震災孤児に関する有力な情報は得られませんでした。少し時間がたって、掲示板に貼ったり避難所や大きい団地にチラシ配りをして情報を得られない状況が続いて、学校も春休みで把握ができませんでした。新学期が始まってから学校経由で情報を得て児童相談所が動く流れだったと思います」

東部児童相談所職員

「初期の状況把握のときと、後で支援金の申請を受け付けるときもですが、『どういう状況で家族を亡くしたのか』と子どもさんに話を聞くんですね。自分の置かれている状況を理解して気丈に振る舞う子どももいれば、精神的につらくなり、泣いてしまうお子さんもいました。金銭的な支援につながる一方で、話を進めなくてはいけないという一方で、かなり精神的にきつかったです」

地縁・血縁の強さ

平成23年4月〜5月

要保護・要支援児童の養育

県では、市町村及び学校等との連携により、4月6日から震災遺児や孤児の把握に係る調査を本格的に開始した。調査により把握した震災遺児数は、平成24年3月28日時点で749人であった。

また、両親や保護者を震災で亡くした震災孤児は平成24年3月31日時点で126人となったが、そのほぼ全てが親族に引き取られ、保護されることとなった。

子育て支援課職員

「施設に入ることになる震災孤児が相当数になるだろうと想定していましたが、その地域でおじさんおばさん、おじいちゃんおばあち

子育て支援課職員

「今回の里親は血縁者ばかりということもあって、こういう状況となれば、孫や甥姪の面倒を見るのは当たり前という気持ちをもたれており、里親手当の受給を勧めても二の足を踏まれる方が結構いらっしゃいました。御高齢のおじいさんおばあさんには、お孫さんが18歳になるまで育てるにしても、気持ちとは裏腹に経済的に難しくなっていくこともある旨をきちんと説明して、納得していただきま

東日本大震災みやぎ子ども育英基金等による支援

世界中から届く善意 子どもたちのために

平成23年4月末〜

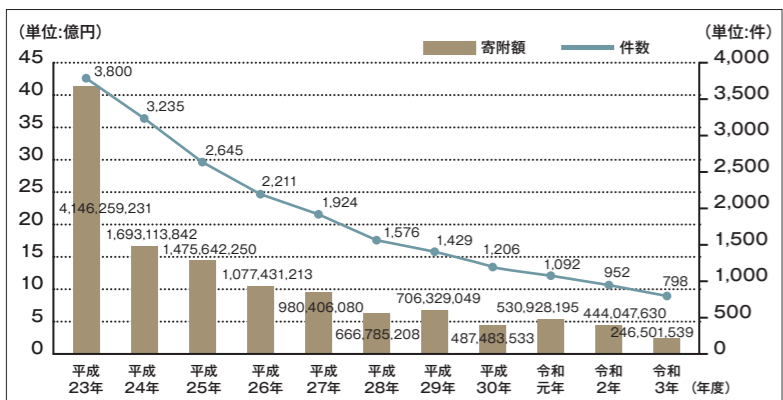
東日本大震災みやぎ子ども育英基金の設置

発災当初から県には莫大な額・件数の寄附金・義援金が寄せられる中、震災遺児・孤児支援を名目とした寄附も多数寄せられていた。県では、震災により親を亡くした子どもたちが将来に希望をもって成長していくことができるよう、平成23年7月6日に「東日本大震災みやぎ子ども育英基金口座」を開設。寄附の募集を開始した。同年9月定例県議会において設置条例の議決を受け「東日本大震災みやぎ子ども育英基金」を設置した。

こうして保健福祉部と教育庁では、東日本大震災みやぎ子ども育英基金を活用し、震災遺児・孤児に対する支援金・奨学金の給付事業を始めることとなった。

東日本大震災みやぎ子ども育英基金 寄附金額 年度別推移

(令和4年3月末現在)



出典：宮城県教育庁総務課



里親制度説明会のチラシ

した」

子育て支援課職員

「機微な個人情報なので、問題のない形でどう情報収集すればいいのか考え、絶対に間違わないように対応しました。行方不明の場合でも、親族の方が『亡くなった』とは考えてない、行方不明です』と言われると、その時点ではまだ判断できないんです。届出がなく、被災の影響が反映されない。戸籍や住民票が当てにならない中で、要保護・要支援児童数を把握して公表していかなければならないというのはなかなか厳しかった

やんの世帯にしっかりと身を寄せて養育されているケースがほとんどでした。被災して大変な中でも、自分の孫や姪、甥、その子どもたちをしっかりと守って生活されていたので、安心しました。沿岸部や郊外ならではの地縁・血縁の強さを感じました」

個人情報保護の壁

発災直後〜平成23年5月

機微な個人情報の収集

行政機関が個人情報を扱うことができるのは、行政サービスを提供する目的の場合に限られ、そうでない場合は正当な理由がない限り取り扱うことができない旨、個人情報保護条例等において定められている。当時「ひとり親世帯」において定められている。当時「ひとり親世帯」という明確な定義がなく、その把握を義務づける法律等がなかったため、県では震災で親を亡くした子どもについての情報を持ち合わせていない状況であった。しかし、震災による要保護・要支援児童の把握という社会的な要請があったことから、県では、法に抵触しないよう注意しながら、様々な方法を使ってその数や実態の把握に努めた。

す。行政の宿命で、遺児や孤児の数などは常に公表を求められますが、人数だけが上がってきて個人までは特定できていないので時として二重にカウントしてしまします。一度出した数字が減るのは変ですし、『正確な数字は何人ですか』と聞かれるのは、毎回相当プレッシャーでした」

「子育て支援課職員
「新学期が始まってから学校単位で先生や保護者の方から『どうやら誰々さんのお父さんお母さんは亡くなられたらしい』といった情報を少しずつ集めました。学校でも個人情報の問題もあるし、いきなりそれを聞き出すのは難しいです。『引越すので転校』というときでも、『震災でお父さん亡くされたんですか』とは聞けないですよね」

里親委託 子どもたちの笑顔のために

平成23年3月中旬〜5月

要保護児童(震災孤児)への支援

県では、把握した要保護児童に対し、児童相談所において援助内容を決定し、親戚等による在宅支援(里親委託)や養護施設等入所の措置を行った。

また、当時は親族里親に要保護状態の子どもを委託しており、里親に対して経済的支援を行うとともに、福祉的な悩み事がある場合は家庭訪問等を実施した。

児童相談所では、把握された要保護児童に対し、各家庭への訪問や電話相談を行う中で、子どもやその家族の気持ちを考え、迷い、悩み、寄り添いながら支援につなげていった。

子育て支援課職員

「育英募金の受付を始めたから、どんなに寄せられて。寄附者に対する謝意の伝え方、税との関係や領収証、海外の口座をどうするか、個人情報問題など、受納後の手続についていろいろなステップを踏んでいかなければいけないということ学びました」

「支援金を給付するためには、申請をしてもらわないといけないので、震災遺児であることを把握している世帯に対して案内文を出しました。宛名や文の表現など、相手の気持ちに配慮する必要がありますので、悩んだ記憶があります。また、支援金の振込方法もどうしたら良いか非常に悩みました。千人弱の口座に県から一斉にお金を振り込む例がなかったものですから、教育委員会の奨学金を参考にしながら会計課と相談して決めました」

教育庁総務課職員

「孤児というのは両親が亡くなった子どもたちだと思ってたんですけど、実態は結構複雑で、『震災以前に両親は既におらず祖父母に育てられていた』といった子どもたちもいました。そのため給付資格の認定では、亡くなった方の対象を『保護者』という表現にして、実際にその子どもを育ててくれた方が亡くなった場合でも、実態に基づき認定しました。毎月必要な経費と、小学校から中学校、中学校から高校、高校から大学に行くときにかかる経費について各学校から聞き取ったほか、実際に学校内や家庭内学習でかかる経費を、文部科学省の統計調査をもとに設定しました。本県の場合は卒業一時金、特に大学進学時など、次のステップへ行く部分を手厚くする形にしました。寄附金を財源としていますので、返還を前提

二度の使途拡充
受給者と寄附者の思いをつなぐ

平成26年度～現在

東日本大震災みやぎ子ども育英基金の使途の拡充

被災地の子どもたちを取り巻く環境や課題は、震災から時間がたつとともに変化し、中長期的な支援が必要となってきた。

他方、世界中から寄せられる震災遺児・孤児への温かい支援は止まるどころを知らず拡大し、5年、10年と継続的な支援の申出も多かった。

そのため、県では全ての子どもたちが困難を乗り越え、健やかに育っていけるよう「東日本大震災みやぎ子ども育英基金」の使途の拡充について検討し、被災した子どもへの養育の支援や心のケア等の取組にも活用できるように、寄附者に説明の上、平成28年度に条例の改正を行った。

さらに、平成31年度からは受給家庭での実態や他県における状況を踏まえて、育英基金奨学金の給付額の増額等を行うとともに、震災に起因しない遺児・孤児に対する支援制度を設け、被災地の子どもたちの幸せのために有効活用している。

子育て支援課職員

「震災遺児・孤児への支援として頂いたお気持ちでしたが、被災地で暮らす子どもたちの幸せのためにも活用させていただきたいという観点で、使途を拡充できないかと検討していきましました。検討を重ねた結果、子どもの養育の支援や心のケアの取組に絞って使途の拡充を行うことについて、寄附者の皆様からの御意見を伺うために可能な限り足を運ぶこととし、県内はもとより関東圏などへも赴き説明に努めたほか、その他の地域の方々に対し

としない給付型の奨学金で制度設計をしました。また併給もありにして、他から同じような奨学金をもらっていても併給できますよ、といった形でお知らせしていました」

「津波で行方不明のケースで、『保護者の方が亡くなった』という事実を証明する署名をもらうのが非常に難しかったです。死亡届を出すことによって亡くなったということを確認たくない、という思いの方もいましたので、死亡届を出していない方にも奨学金を給付できるような形をとりました。亡くなっているという事実を証明する書類については、個別具体的に話を聞きながら対象者を拾い上げていった記憶があります」

国の財源を活用して

平成23年5月～現在

被災生徒・児童向けの就学支援制度の設置

教育庁では、平成23年5月に文部科学省の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を受けたことから、従来の奨学金制度に加え、被災生徒向けの新たな奨学金制度「被災生徒奨学金事業（高校）」を設けるとともに、市町村立小中学校等の児童生徒向けの就学支援「被災児童生徒就学支援事業」を開始した。

制度設計に当たっては、被災地の実情に合ったものとするため、関係者からも意見を聴取しながら、財源を所管する文部科学省と度重なる折衝を行い、6月下旬に宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金交付要綱を作成し、説明会を実施した。

また、「被災児童生徒奨学金事業」については、7月上旬に学校関係者に対して説明した後、8

でも県の考えを手紙で説明し、理解を求めました」

教育庁総務課職員

「震災から8年が経過した頃、当時の他県での状況を踏まえ、本県でも改めて奨学金制度の見直しに向けた検討を行うことになり、受給者の方々にアンケートを行いました。アンケートでは、塾やスポーツクラブなどの学校外での活動費や、大学生になり自宅から離れて通学することになった場合の金銭面の不安などがあることが分かりました。それらを踏まえて、月額金を大幅に増額し、大学生以上は自宅生と自宅外生の区分を設け、対象を大学院まで拡大する方向としました。その一方で、昭和49年頃から独自事業として行っている『交通遺児等教育手当（月額3000円）』との差が拡大することとなるため、寄附金の一部を交通遺児などに対する支援にも活用できないかとの御意見も頂戴していただきました。震災遺児・孤児への支援のために頂いた御厚意であり、それを震災以外の遺児・孤児への支援に充てることは厳密に言うところ趣旨に反するものですが、子どもたちにとって、保護者を亡くしたという境遇は同じであるため、震災以外の遺児・孤児に対しても、寄附金を活用した支援を拡充することについて、庁内外での調整を進めることにしました。まず、寄附者の方々にこの方針を御説明し、御了解を頂く必要があるため、保健福祉部と協力して、1回目の使途拡充のときと同様に経緯を御説明しました。おおむね御了解を頂いたものとして、平成31年4月から、震災遺児・孤児への奨学金の増額と、震災以外の遺児・孤児支援『遺児等サポート奨学金』への活用を開始しています。育英基金奨学金増額を検討

月末までの期間で申請を受理し、審査をした上で、9月の中旬に初回分の約4000人に対して振込を実施した。

義務教育課職員

「4月中旬くらいに、文部科学省で高校生就学支援基金に積み増しして、被災した児童生徒を対象とした就学支援事業を行うという話がありました。5月上旬に出来上がった文部科学省の被災者支援事業の要綱に沿って、6月末に宮城県の被災児童生徒の補助金の交付要綱を作り、事業を開始したのは7月下旬になりました。市町村から多数の問合せがあり、文部科学省に確認して、市町村に回答して、というような対応が毎日のように続きました」

高校教育課職員

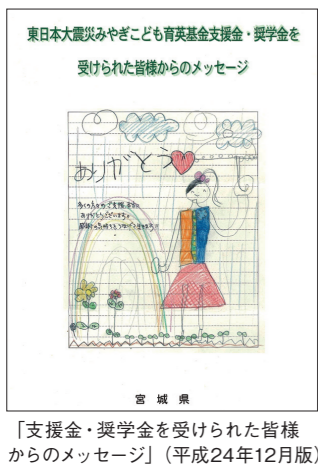
「奨学金というのは基本的には貸与型なので、各方面の関係者から『被災して先行きに対する不安しかない中で貸与型なんて誰が受けるんですか』と御意見を頂きました。財源元の文部科学省には『給付型にできませんか』と強く要請し、『その生徒が働き始めたときの年収に応じて償還を免除する制度だったら可能です』とお話を頂きました。その後基本的に全ての子どもが償還免除されるような基準額を決定するためにいろいろ調べました。その後文部科学省も方針を変えたようで、現在は卒業すれば即償還免除の奨学金制度になっています※」

※令和2年度在籍支給分まで適用

するために受給者の方々にアンケートを行ったとき、本当にたくさんの方が、頂いた御寄附に対する感謝の思いを記してくださいました。改めて、私たちの仕事は、奨学金を振り込むだけではなく、受給者の方々と寄附者の方々の思いをつなぐことが重要なのだと感じています。寄附金を使わせていただく立場として、御厚意を絶対に忘れず、また、お届けする子どもたちにも可能な限り寄り添いながら、学校を卒業するまで、支援を継続していきたいと思えます」

子育て支援課職員

「寄附金とともに子どもたちの心配や健やかな成長を願うお声をたくさん頂きました。寄附者に支援を受けた御家族の現状をお知らせする方法はないかということになり『支援金・奨学金を受けられた皆様からのメッセージ』を作ることにしました。発災から1年半を迎える頃でしたが、御家族を亡くした精神的ショックは大きく、御協力いただける方は少ないと思っていました。100人以上からメッセージを頂き、とても驚きました。直筆掲載の承諾を得ていなかったため、子どもが書いた絵以外は打ち直しました。表紙に使用した絵を見たとき、この子の心境を表しているのではないかと想像してしまい涙が止



「支援金・奨学金を受けられた皆様からのメッセージ」(平成24年12月版)

災害対応の経験から
学んだこと

学校と連携して子どもの状況を把握する

東部児童相談所職員

「何か月後かの落ち着いた頃に、全ての学校を回って、保護者の安否確認と子どもの状況を一人ずつ確認するため、各学校の教頭先生から話を聞く作業をしました。普通は学校といえども父親母親が亡くなったというのには聞きにくい話だと思っんですが、震災遺児に対する給付金や育英基金について案内する中で、学校側もそういう情報がある程度把握されたのかなと考えています」

里親制度による支援につなげる

東部児童相談所気仙沼支所職員

「里親制度は、震災前は積極的に特定の個人に対して勧める制度ではなかったんです。それが今回の震災では、児童相談所としては、親御さんを亡くされて、それまでと全然違う生活をしている心配なお子さんにに対して、『里親で登録されているから毎月訪問させていただきますよ』と定期的に自然な関わりをもつことができました。遺児・孤児側の家庭としても、経済的な生活支援が毎月受けられる。

東日本大震災みやぎ子ども育英基金支援金・奨学金制度の概要 (金額は、平成31年4月に改正した後のもの)

対象者は、宮城県内に住所を有した父母等が、東日本大震災により死亡または行方不明となった未就学児、児童、生徒等です。				
就学前	小学校 特別支援学校(小学部) 義務教育学校(前期課程)	中学校 中等教育学校(前期課程) 特別支援学校(中学部) 義務教育学校(後期課程)	高等学校 高等専門学校(1~3年) 中等教育学校(後期課程) 特別支援学校(高等部) 専修学校(高等課程)等	大学・短期大学・大学院 高等専門学校(4~5年) 専修学校(専門課程)等
月額金	1か月につき1万円	1か月につき3万円	1か月につき5万円	1か月につき 自宅通学6万円 自宅外通学10万円
一時金	小学校入学時に10万円	小学校等卒業時に15万円	中学校等卒業時に20万円	高等学校等卒業時に60万円 大学等入学時に(*)36万円

未就学児の生活を支援します

児童・生徒・学生等の修学を支援します

(*)大学等入学時一時金の対象は、高等学校等卒業時の一時金の給付を受けていない方。

出典：東日本大震災みやぎ子ども育英基金支援金・奨学金パンフレット(宮城県教育委員会)

県としては制度のスキームを効果的に活用できるもので、積極的に運用していました」

子どもを支える大人への支援

「子育て支援課職員
震災で親御さんを亡くされた遺児の支援では、子どもに直接何か支援するというよりは、その里親への支援が重要。その視点で考えることが必要だと思いました」

判断根拠を残す

「東部児童相談所仙沼支所職員
「当時どういう考えに基づいて、どういう対応をしたかについて意思決定の記録をしっかりと残しておくべきだと思います。里親認定はしたけど、後々になって家庭にいるのが難しくなって数年後に施設に入った子どももいました。判断根拠となった情報を具体的に残していい良かったなと思います」

震災時だからこそ慎重に

「子育て支援課職員
「親族里親で、子どものために支給された手当を着服してしまったという里親さんもいました。実際親族ではあるんですけども、そういうことが起こる可能性もあるので、やはり審議会を経て里親認定が入るというプロセスは意味があるんだと思います」

震災以外の要因が絡んでいる

「東部児童相談所職員
「震災後の心のケアが必要だとかいわれるんですが、その中身を丁寧に見ていくと、元々家庭の基盤が脆弱であるとか、お子さん自身に個別の事情がある場合は、その部分も含め

てケアしてあげないとそのまま取り残されてしまったりという状況があるんです。それはまさに児童相談所でふだんからしている業務なんです。そのように見るとふだんの業務がとても大事だと改めて感じました」

申請書類の簡素化を

「教育庁総務課
「遺児・孤児の奨学金に関しては、申請書などの手続き書類をもう少し簡素化したかったです。お預かりしている寄附金を必要な人に届けなければならぬので、どうしても省けない書類や記述はありましたが、もう少し簡単にできないかなと、当時も今でも思っています」

父子家庭も含む「ひとり親家庭支援」

「子育て支援課職員
「今は「ひとり親家庭支援」と言うんですけど、当時は過渡期で、まだ「母子家庭支援」という言葉のほうが強くて、母子家庭への貸付金しなくてですね。父子家庭への支援は非常に弱かった。この震災時の対応では、さすがに父子家庭は除くという議論はなくて、母子・父子関係なく遺児・孤児の家庭には支援をしまして、その後、世の中はそうなってきたと思います」

肩入れしすぎない

「義務教育課職員
「被害状況に肩入れしすぎないことが大切です。対象が子どもということで、話を聞いていると本当になんでもしてあげたいという気持ちになるんですけど、制度もあるし、きちんと線引きをしてやっていかないと駄目だな

と思いました」

今後の災害対応に向けた取組等

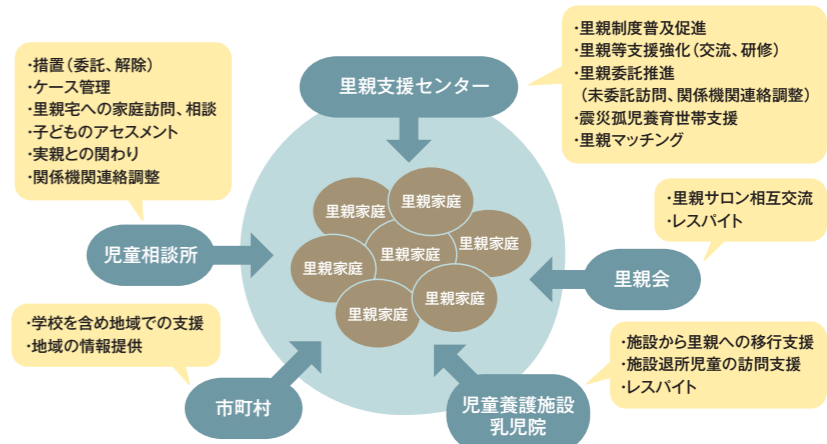
「みやぎ里親支援センターけやき」の設置

震災により、県内では、震災孤児(両親が死亡または行方不明、平成31年3月末時点で129人)となった児童の多くが親族に里親委託されたが、親族里親には高齢者が多く、震災孤児の養育が困難になることが懸念された。
平成23年9月には、「里親制度運営要綱」の一部改正により、親族里親の要件を満たさない、扶養義務のない親族については養育里親が適用されることとなったため、震災孤児のおじおば等の親族への里親委託児童が増加した。
これらの親族への里親委託児童の増加により、児童が継続的に養育されるためには、現に児童を養育している里親に対する支援が不可欠となった。

加えて、従前より要保護児童の養育には家庭に近い環境での養育が望ましいとされており、それらに対応するため、平成29年1月に「みやぎ里親支援センターけやき」を設置し、里親制度の普及促進、里親委託の推進、及び里親支援の強化を図っている。

里親支援センターの概要

平成29年1月	センターの設置
●平成29年4月から、センター事業を本格実施	
里親制度普及促進	制度説明会開催等 パンフレット等の作成・配布等
里親等支援強化	里親相互交流会等 各種研修会・相談会開催
里親委託推進	関係機関との連絡調整会議開催 未委託里親支援(家庭訪問)
震災孤児養育世帯支援	里親交々交流会
●平成31年4月から	
里親マッチング	マッチングの評価、関係機関調整 児童相談所との連携強化(センター職員が児童相談所駐在)



参照

- 記録誌等
- ・東日本大震災1宮城県の6か月間の災害対応とその検証1(宮城県総務部危機対策課 平成24年3月)
 - ・「ちいさいひと 青葉児童相談所物語(2)」(小学館 平成24年4月)
 - ・「ちいさいひと 青葉児童相談所物語(3)」(小学館 平成24年10月)
 - ・東日本大震災1保健福祉部災害対応支援活動の記録1(宮城県保健福祉部保健福祉総務課 平成24年12月)
 - ・東日本大震災みやぎ子ども育英基金支援金・奨学金を受けられた皆様からのメッセージ(宮城県教育庁総務課・宮城県保健福祉部子育て支援課 平成24年12月)
 - ・東日本大震災1宮城県の震災後1年間の災害対応の記録とその検証1(宮城県総務部危機対策課 平成27年3月)
 - ・心の復興記録集1東日本大震災を乗り越えて(宮城県教育委員会 平成28年3月)



- 計画・マニュアル等
- ・宮城県地域防災計画
 - ・大規模災害時医療救護活動マニュアル(改訂版)
 - ・宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン
 - ・宮城県災害時公衆衛生活動マニュアル
 - ・災害時対応ハンドブック2014年版

後輩たちへのメッセージ

※所属は本テーマに関する業務に従事した当時のもの

